

## 岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「事業者」という。）が生産する新商品の調達機会の拡大を図ることにより、事業者の販路開拓を支援し、新事業の育成を目指すため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定に基づく事業者の認定等について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請要件)

第2条 前条に掲げる認定を申請できる事業者は次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に主たる事業所を構える者
- (2) 県内において新商品を生産する者（共同生産及び委託生産を含む。）
- 2 事業者が生産する新商品は、次に掲げる事項のいずれにも該当する物品（ただし、薬品並びに災害対策に資すると認められる備蓄用以外の食品及び飲料を除く。）とする。
  - (1) 県の機関において用途が見込まれるもの
  - (2) 販売を開始してから概ね5年以内のもの

### (認定申請)

第3条 認定を受けようとする事業者は認定申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

### (審査会の設置)

第4条 知事は、事業者が作成する新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）等を審査するため、岡山県新事業分野開拓事業者認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は次の各号に掲げる職にある者をもってあて、産業振興課長を委員長とする。
  - (1) 産業企画課長
  - (2) 産業振興課長
  - (3) 経営支援課長
  - (4) 技術管理課長
  - (5) 用度課長
  - (6) 工業技術センター所長
  - (7) 公益財団法人岡山県産業振興財団経営支援部長
  - (8) その他委員長が必要と認めた職にある者
- 3 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 委員長は、委員長が事前に指名した者がその職務を代理することができる。
- 5 委員は、委員が事前に指名した者がその職務を代理することができる。
- 6 審査会は必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。
- 7 審査会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(事業者の認定)

第5条 知事は、事業者から申請書が提出されたときは、実施計画が次条に定める認定基準のいずれにも適合すると確認したのについて、審査会の議を経て、事業者を認定し、公表する。

2 知事は、前項の規定により事業者の認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者へ通知する。

3 第1項に定める認定期間は、認定の日から起算して2年間とする。

4 認定事業者は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときは、認定申請書(様式1号)により再申請することができる。

5 第4項に定める認定期間は、再認定の日から起算して2年間とする。

(事業者の認定基準)

第6条 前条第1項の認定基準は次のとおりとする。

(1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 当該事業に係る新商品が技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであること。

(3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法が適切なものであること。

(4) 実施計画が実現可能な内容であること。

(5) 実施計画が関係法令に違反しないこと。

(6) 実施計画が公序良俗に反しないこと。

(実施計画の変更)

第7条 認定を受けた事業者が、実施計画について新商品の生産目標、内容、生産の実施時期又は生産の実施方法を変更しようとするときは、知事に変更認定申請書(様式第2号)を提出し、知事の認定を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく変更申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が前条に定める認定基準に適合すると確認したのについて、審査会の議を経て変更認定を行い、公表する。

3 知事は、前項の規定により変更認定又は不認定を決定したときは、遅滞なくその旨を申請者へ通知する。

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定を受けた事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認める場合は、審査会の議を経て、その認定を取り消すことができる。

(1) 実施計画に従って事業を実施していない場合

(2) 第6条に定める認定基準に適合しない場合

(3) 不正な手段により認定を受けた場合

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を通知する。

3 第1項の認定の取消しによって、県又は事業者に損失が生じたときは、その損失は事業者側の負担とする。

(新商品の評価)

第9条 知事は、購入した新商品の品質及び性能について検証を行い、県の購入に不適当な商品であると判断したときは、審査会の議を経て、当該新商品を生産する事業者の認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を事業者へ通知する。

3 第1項の認定の取消しによって、県又は事業者に損失が生じたときは、その損失は事業者側の負担とする。

4 第1項において認定が取り消された事業者は、新商品の改良等によって第3条に基づき再申請を行うことができる。

(報告等)

第10条 知事が、必要と認めるときは事業者に対して、実施計画の遂行状況についての報告を求めることができる。

2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、事業中止届(様式第3号)により知事に対し届け出るものとする。

(県の責務)

第11条 県は、物品の購入等を行う場合は、認定を受けた事業者が生産する新商品の性能、品質等について考慮し、その優先的な発注に努める。

(庶務)

第12条 事業者の認定に関する庶務は、産業労働部産業振興課において処理する。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第3条、第5条、第7条及び第10条の規定による申請及び届出については(以下「申請等」という。)、電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置と含む。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請等は、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成16年岡山県規則第18号)及び岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する取扱要領(平成16年2月23日制定)の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

様式第1号

岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の認定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者の所在地  
申請者商号又は名称  
代表者の役職名及び氏名

地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による、認定を受けたいので申請します。

(添付書類)

- ① 別紙 実施計画書
- ② 定款及び登記簿謄本（法人に限る）
- ③ 直近営業期間の営業報告書又は決算書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- ④ 岡山県税の完納証明書
- ⑤ 新商品に関するパンフレット又は写真等
- ⑥ 暴力団の排除に係る誓約書

(注) 本様式は、日本工業規格A4版とすること。

別紙

## 実施計画書

### 1 申請者の概要

電話番号	( ) -	FAX 番号	( ) -		
URL	http://	E-mail			
設立年月日	年 月 日	資本金	千円		
業種		従業員数	常用 人 臨時 人		
会社略歴					
現在の事業内容					
直近の決算状況	年 月 期 (第 期)	売上高	千円	当期利益	千円

認定された場合、県のホームページ等で下記項目を公表することとなります。公表不可の項目がある場合、その項目及び理由を記載してください。

公表項目：事業者名／所在地／電話番号／ホームページアドレス／新商品の内容

公表不可項目

公表不可理由

## 2 新商品の概要

### (1) 新商品の内容

新商品の名称					
新商品の開発及び販売開始時期	開発開始	年	月	販売開始	年 月
新商品の価格等	原価 (	円 /	(単位) )	売値 (	円 / (単位) )
新商品の具体的内容					
新規性・先進性・独自性の内容					
知的財産権の取得、出願等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知財の種類：</li> <li>・取得（出願）年月：</li> </ul>				
過去3年間の売上状況	決算期	年 月期	年 月期	年 月期	備考
	売上数量				
	売上高	千円	千円	千円	
主な納入先					
新商品に係る経営革新等認定状況	経営革新計画 年 月認定 その他 ( )				
新商品に係る公的支援状況	補助金・助成金	支援機関名： 事業名称：_____年度_____ 補助金額 ( _____ 千円)			
		支援機関名： 事業名称：_____年度_____ 補助金額 ( _____ 千円)			

新商品に係る 公的支援状況	表彰等	年度： 実施機関名： 事業名称：	年度
県の機関で考 えられる使用 方法			
その他 特記事項			

(2) 新商品の生産・販売

今後3年の生 産の目標及び 実施時期	決算期	年 月期	年 月期	年 月期	備 考
	生産数量				
	生産額	千円	千円	千円	
生産の 実施方法	① 自社生産、共同生産、委託生産の別 ② 資材部品等の調達の詳細 ③ 生産に必要な機械設備の概要 ④ 生産の実施場所 ⑤ その他				
市場の状況	※ 現在の市場規模、販売ターゲット、競合商品の有無等				
出荷・流通、 販売方法等につ いて					
その他 特記事項					



## (3) 新商品の生産の実施に必要な資金の額及び調達方法

(単位：千円)

区 分	年 月期	年 月期	備 考
＜必要な資金の額（内訳）＞			
① 原材料費			
② 機械装置費・工具器具費			
③ 外注加工費			
④ 技術指導受入費			
⑤ 直接人件費			
⑥ 市場調査・広報宣伝費			
⑦ その他経費			
合 計(a)			
＜必要な資金の調達方法（内訳）＞			
① 自己資金			
② 借入金			
③ 投資			
④ 補助金・助成金			
⑤ その他			
合 計(b)			

【記載要領】 ※1 合計(a)と合計(b)は一致します。

※2 備考欄について、資金調達方法のうち、「②借入金」及び「③投資」についてはその機関の名称を、「④補助金・助成金」を活用する場合には、具体的な補助事業名を記入すること。

様式第2号

岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の変更認定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者の所在地  
申請者商号又は名称  
代表者の役職名及び氏名

令和 年 月 日付け 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり変更したいので、岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更事項
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

変更前	変更後

(添付書類)

変更後の実施計画書

様式第3号

岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の事業中止届

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者の所在地  
申請者商号又は名称  
代表者の役職名及び氏名

令和 年 月 日付け 第 号による認定に係る実施計画について、下記のとおり事業を中止しますので、岡山県新商品による新事業分野開拓事業者の認定に関する要綱第10条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 事業中止の理由
- 2 事業中止の時期